

令和4年(ワ)第31988号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和7年4月23日

判 決

5

主 文

1 被告らは、原告代替氏名Dに対し、連帯して、242万円及びこれに対する平成31年1月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

10 2 被告らは、原告Bに対し、連帯して、1210万円及びこれに対する平成31年1月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 被告らは、原告Cに対し、連帯して、181万円及びこれに対する平成31年1月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

4 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

15 5 訴訟費用は、これを6分し、その1を原告らの負担とし、その余は被告らの負担とする。

6 この判決は、1ないし3項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

20 1 被告らは、原告代替氏名Dに対し、連帯して、288万円及びこれに対する平成31年1月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告らは、原告Bに対し、連帯して、1440万円及びこれに対する平成31年1月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 被告らは、原告Cに対し、連帯して、216万円及びこれに対する平成31年1月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

25 第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、原告らが、

5 (1) 被告E及び被告F（以下、兩名を併せて「被告Eら」という。）に対し、被告Eらが、別紙A、別紙Bの1及び別紙C記載のとおり、親族を装い、亡A（以下「訴訟承継前原告A」という。）、原告B及び原告C（以下、この3名を併せて「原告Aら」という。）に架電し、金銭が至急必要であって当該親族の代わりに原告Aらを訪れる者に金銭を交付するよう虚偽の事実を述べて金銭の交付を申し向け、誤信した原告Aらから金銭を詐取したこと（以下「本件詐欺行為」という。）が、共同不法行為に当たると主張して、民法719条1項に基づき、

10 (2) 被告G、被告H及び被告I（以下、この3名を併せて「被告Gら」という。）に対し、被告Gらが、本件詐欺行為時点で被告Eが所属していた指定暴力団である極東会の運営を支配する地位にあり、本件詐欺行為が威力利用資金獲得行為を行うについてされたものであると主張して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」といい、本件に関連する暴対法の定めは別紙「暴対法の定め」のとおりである。）31条の2に基づき、

15 連帯して、原告Aらに生じた損害額（詐取金、慰謝料及び弁護士費用の合計額）及びこれに対する本件詐欺行為の日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

20 2 前提事実（当事者間に争いがないか、後掲各証拠（特記しない限り枝番のあるものは枝番を含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

25 ア 原告ら

原告Aらは、いわゆる特殊詐欺事件の被害者である。

訴訟承継前原告Aは、本件訴訟係属中に死亡し、その相続が開始した。
訴訟承継前原告Aの法定相続人は、訴訟承継前原告Aの妻である原告代替
氏名D、長女及び二女の3名であった。法定相続人らは、訴訟承継前原告
Aの妻である原告代替氏名Dが、本件訴訟において訴訟承継前原告Aが被
5 告らに対して請求していた各請求権を単独で取得する旨の遺産分割協議を
成立させた。

(以上につき、甲25～27、弁論の全趣旨)

イ 被告ら

被告Eらは、本件詐欺行為に係る詐欺被告事件において有罪判決を言い
10 渡された者である。また、被告Eは、極東会の下部組織である眞誠会K組
に所属していたことがある(なお、本件詐欺行為当時、被告Eが極東会の
暴力団員であったと認められるかについては、後記のとおり争いがある。)

本件詐欺行為時点で、被告Gは極東会の会長を、被告Hは極東会の理事
長を、被告Iは極東会の総本部長の肩書をそれぞれ名乗っていた。

15 (以上につき、甲4、5、弁論の全趣旨)

(2) 極東会に対する暴対法3条に基づく指定

東京都公安委員会は、平成29年7月14日、同月21日から効力を生ず
るものとして、暴対法3条に基づき、極東会(代表する者の氏名J)を、同
条に規定する暴力団として指定し、即日、公示した(以下「本件指定処分」
20 という。)。同条に基づく指定の有効期間は、3年間である(同法8条1項)。

(甲1)

3 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 被告適格の有無(本案前の主張・争点1)

(原告らの主張)

25 被告Gらは被告適格を有する。被告Gらの被告適格に関する主張は争う。

(被告Gらの主張)

本件詐欺行為がされた当時、極東会は五代目の J を疑似血縁関係上の親とする団体であったが、訴え提起時点において、既に J は死亡しており、六代目となる被告 G を親とし、被告 G らが所属する極東会は、上記の極東会とは全く別の団体であるから、被告 G らは被告として不相当であり、被告適格を有しない。

5

(2) 暴対法が違憲無効か (争点 2)

(被告 G らの主張)

暴対法の各条項は、要件が不明確である上、暴力団員の個人の尊厳や生計の維持等を否定するものであって、個人及び団体の活動に対する過剰な規制となっているから、憲法 13 条、14 条、21 条、25 条、29 条、31 条、35 条、38 条 1 項に違反する無効なものである。これらの違憲無効な条項を含み、かつ、暴力的組織である国家公安委員会及び都道府県公安委員会に暴力団に対する規制権限を与える暴対法及びその関連法令は、全部が無効である。

10

15

原告らの請求の根拠である暴対法 31 条の 2 は、暴力団の下部組織の構成員の不法行為についても上位組織の代表者等に責任を負わせようとするものであるが、このような、ある団体の構成員の行為について別の団体の上位者に責任を負わせるような規定は、会社法や宗教法人法にはみられないから、同条は暴力団のみを不合理に差別するものであって、憲法 14 条に違反し、無効である。

20

(原告らの主張)

争う。

(3) 本件指定処分が無効か (争点 3)

(被告 G らの主張)

①暴対法は、上記(2) (被告 G らの主張) のとおり、全部が違憲無効であること、②本件指定処分の根拠である同法 3 条は要件が不明確であり、同条 2

25

号の要件は犯罪経歴保有者を不合理に差別するものであるから、同条は憲法
13条、14条、21条1項及び31条に違反し、無効であること、③警察
5 庁発行の警察白書において暴力団の団体数が挙げられているところ、当該数
値は代表者と俗に直参と呼ばれる直接の子分で構成される一次団体と二次団
体以下の下部組織を別に計上して算出されたものであり、このような警察庁
の暴力団の団体数に対する認識に従えば、異なる団体である一次団体と下部
10 組織をいずれも指定する場合には同条に基づく指定をすることはできず、同
法4条に基づき連合体として指定すべきであるにもかかわらず、本件指定処
分は、極東会の一次団体と下部組織を1個の団体として同法3条に基づき指
定しており、このような指定は許されないこと、④極東会は任侠団体であっ
て、同法2条2号所定の「暴力団」に当たらず、同法3条1号における威力
15 の利用等という目的を有していないこと、⑤同条2号の認定に当たって、東
京都公安委員会は、極東会内の幹部や犯罪経歴保有者の人数を正確に把握し
ておらず、抽象的な確率を前提とした不適切な認定をしていることからすれ
ば、本件指定処分は、重大かつ明白な瑕疵を有するものであって、無効であ
る。

(原告らの主張)

争う。

(4) 被告Eらによる共同不法行為の成否及び損害額 (争点4)

20 (原告らの主張)

被告Eらは、別紙A、別紙Bの1及び別紙C記載の不法行為 (本件詐欺行
為) を関連共同して遂行したから、被告Eらには共同不法行為が成立し、こ
れにより、原告Aらは別紙「原告らの損害額に関する主張」記載の各損害を
被った。

25 (被告Gらの主張)

争う。

(被告Eの主張)

自分には被害額の3～5%しか入っていない。全額払えはおかしい。

(被告Fの主張)

5 使用者責任を負わない。私がヤクザを名乗り受け子を脅したなどという事
実は一切なく、全くのでっち上げである。拳銃を向けるなどして脅して受け
子らを統制した事実もない。

(5) 被告Gらにおける暴対法31条の2に基づく責任の成否(争点5)

(原告らの主張)

ア 被告Gらが「代表者等」(暴対法31条の2、3条3号)に当たるか

10 本件詐欺行為当時、被告Gは極東会の会長、被告Hは理事長、被告Iは
総本部長の地位にあり、いずれも極東会の運営を支配する地位にあったか
ら、暴対法3条3号の「代表者等」に当たる。

イ 被告Eが「指定暴力団員」(暴対法31条の2、9条柱書)に当たるか

15 被告Eは、本件詐欺行為当時、極東会の下部組織である眞誠会K組の構
成員であり、本件指定処分は、極東会の下部組織である眞誠会K組も含め
た一つの団体である暴力団(暴対法2条2号)を指定するものであるから、
眞誠会K組の構成員である被告Eは指定暴力団(同条3号)の暴力団員
(同条6号)といえ、「指定暴力団員」(同法31条の2、9条柱書)に
当たる。

20 ウ 被告Eによる本件詐欺行為が威力利用資金獲得行為を行うについてされ
たものといえるか

25 特殊詐欺事犯においては、自らのグループにおける報酬確保のために外
部への対抗力の保持が重要であるとともに、強い内部の統制力が必要とさ
れ、暴力団の威力が極めて有効に活用されること、被告Eは、極東会の後
ろ盾によって、架け子グループを用意し、架け子グループと受け子グルー
プの連絡調整を行い、受け子らを統制していたこと、極東会の構成員とい

う地位を利用して、極東会の若衆部屋に出入りしていたMを現金回収役として使い、また、特殊詐欺に用いる他人名義の携帯を調達していたこと、被告Eは、本件詐欺行為による詐取金を取得していることからすれば、本件詐欺行為は、極東会及び下部組織の眞誠会K組の威力を利用して、生計の維持、財産の形成若しくは事業の遂行のための資金を得るものであった。したがって、被告Eによる本件詐欺行為は、威力利用資金獲得行為を行う

(被告Gらの主張)

ア 被告Gらが「代表者等」(暴対法31条の2、3条3号)に当たるか

本件詐欺行為当時、被告Gは極東会の会長、被告Hは理事長、被告Iは総本部長の肩書を名乗っていたものの、団体の運営は極東会の代表者であるJが全て取り仕切っており、被告GらはJの意向を下部組織に伝達することを担当していたに過ぎないから、暴対法3条3号の「代表者等」に当たらない。

イ 被告Eが「指定暴力団員」(暴対法31条の2、9条柱書)に当たるか

被告Eは、本件詐欺行為当時、長期にわたって音信不通であったため極東会から自動的に離脱しており、本件詐欺行為後には破門及び絶縁されたから、暴力団員(同法2条6号)に当たらない。また、被告Eは一次団体としての極東会の下部組織の構成員であったが、本件指定処分は一次団体としての極東会の下部組織まで指定の効力を及ぼすものではないから、指定暴力団の暴力団員(同法9条柱書)とはいえない。

したがって、被告Eは「指定暴力団員」(同法31条の2、9条柱書)に当たらない。

ウ 被告Eによる本件詐欺行為が威力利用資金獲得行為を行うについてされたものといえるか

本件詐欺行為は、詐欺という行為の性質上、威力を利用しているとはい

えない。

エ 暴対法 3 1 条の 2 ただし書 1 号又は 2 号に当たるか

被告 E は、被告 G らに対して犯罪収益を上納したことがないから、暴対
法 3 1 条の 2 ただし書 1 号に当たるとともに、極東会には「誠実を旨とし
5 節度を重んじ」などの文言を含む綱領が定められており、被告 G らにおい
て、その構成員が詐欺という破廉恥な行為を行うと予想することはできな
かったのであるから、被告 G らに過失はなく、同条ただし書 2 号に当たる。

第 3 当裁判所の判断

1 争点 1（被告適格の有無）について

10 被告 G らは、本件詐欺行為当時、極東会は J を親とする団体であったが、訴
え提起時点において、既に J は死亡しており、被告 G らが所属する極東会は、
上記の極東会とは全く別の団体であるから、被告 G らは被告として不相当であ
り、被告適格を有しないと主張する。しかし、原告らが、被告 G らにおいて暴
対法 3 1 条の 2 に基づく債務が生じると主張して本件訴えを提起している以上、
15 被告 G らに被告適格が認められる。よって、被告 G らの主張は採用することが
できない。

2 争点 2（暴対法が違憲無効か）について

(1) 暴対法及び関連法令の全部が違憲無効であるとの主張について

20 被告 G らは、暴対法の各条項は、要件が不明確である上、暴力団員の個人
の尊厳や生計の維持等を否定するものであって、個人及び団体の活動に対す
る過剰な規制となっているから、憲法に違反すること、暴対法は、暴力的組
織である国家公安委員会及び都道府県公安委員会に暴力団に対する規制権限
を与える不合理なものであることから、暴対法及びその関連法令は全部が無
効であると主張する。

25 そもそも、被告 G らの主張は、複数の条項から成る暴対法及び関連法令の
全てを無効とする十分な根拠を説明するものではないが、この点を措いても、

5

暴対法は、暴力団員の行う暴力的要求行為等について必要な規制を行うこと等により、市民生活の安全と平穩の確保を図り、もって国民の自由と権利を保護することを目的としており（同法1条）、この目的は正当である（最高裁令和4年（あ）第779号同5年1月23日第一小法廷判決・集刑332号1頁参照）。暴対法は、そのために必要な範囲を要件で具体化し、個人及び団体の権利及び自由を制限するものであって、暴対法の各条項に定める要件が不明確であり、暴対法が個人及び団体の活動に対する過剰な規制になっているとの被告Gらの主張は採用することができない。また、被告Gらは、暴対法等が暴力的組織である国家公安委員会及び都道府県公安委員会に規制

10 権限を与えるため無効である旨主張するが、いずれも警察法及び内閣府設置法又は地方自治法に設置根拠を有する行政機関であり、これに規制権限を付与することが法令の適法性に影響を与えるものとは解されず、失当である。

10

(2) 暴対法31条の2が違憲無効であるとの主張について

15

被告Gらは、暴対法31条の2が、暴力団の下部組織の構成員の不法行為についても上位組織の代表者等に責任を負わせようとするものであり、このような、ある団体の構成員の行為について別の団体の上位者に責任を負わせるような規定は、会社法や宗教法人法にはみられないから、同条は暴力団のみを不合理に差別するものであって憲法14条に違反すると主張する。しかし、暴対法31条の2は、指定暴力団という一個の団体の構成員の行為に

20 について、同団体の上位者に責任を負わせるものであり、別の団体の構成員の責任を負わせるようなものではないから、被告Gらの主張は前提を誤っている上、この点を措いても、このような同条の定めは、上記(1)で述べた暴対法の目的を達成するために必要かつ合理的なものであって、正当な社会活動を行っている団体である会社や宗教法人と、反社会的な活動を行っている団体

25 である暴力団の差異に基づく合理的区別であるというべきであり、暴力団ないしその代表者等を差別するものということとはできないから、被告Gらの主

20

25

張は採用することができない。

3 争点3（本件指定処分が無効か）について

被告Gらは、①暴対法の全部は違憲無効であること、②本件指定処分の根拠である同法3条は要件が不明確であり、同条2号の要件は犯罪経歴保有者を不合理に差別するものであるから、同条は憲法13条、14条、21条1項及び31条に違反すること、③警察庁発行の警察白書において挙げられた暴力団の団体数に係る数値は一次団体と下部組織を別に計上して算出されたものであり、このような警察庁の暴力団の団体数に対する認識に従えば、異なる団体である一次団体と下部組織をいずれも指定する場合には同条に基づく指定をすることはできないから、本件指定処分が極東会の一次団体と下部組織を1個の団体として同法3条に基づき指定するのは許されないこと、④極東会は任侠団体であって暴力団ではないこと、⑤同条2号の認定に当たって、東京都公安委員会は、極東会内の幹部や犯罪経歴保有者の人数を正確に把握しておらず、抽象的な確率を前提とした不適切な認定をしていることから、本件指定処分に重大かつ明白な瑕疵があると主張する。

しかし、①の主張が採用できないことは上記2(1)で判断したとおりである。また、②についても、暴対法3条の要件が不明確ということとはできず、同条における指定が暴力的要求行為等を規制する暴対法の各条項の適用の有無を画するものであることからすれば、犯罪経歴保有者の人数の比率が指定の要件とされることが不合理ということとはできない。そして、③については、警察庁編の平成元年版「警察白書」には、「山口組、稲川会、住吉連合会の指定3団体の勢力は著しく伸長し、54年12月末現在で754団体〔略〕、63年12月末現在で1397団体〔略〕となっており」との記載が、平成3年版「警察白書」には「山口組、稲川会及び住吉会の指定3団体の勢力は、1660団体」との記載があることが認められる（乙8、10）ものの、これは暴力団全体の中における主要な暴力団である指定3団体の寡占状況を示す指標として団体数

が用いられたにすぎず、これらが暴対法3条による指定の単位とすべき団体の数を指すものであるとは認められない。暴対法上の「暴力団」とは、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員も含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう」とされていること（同法2条2号）からすれば、当該指定暴力団の下部組織も当然にこの「指定暴力団」に含まれると解するのが相当であり、極東会に対する「指定暴力団」の指定は、その下部組織である眞誠会やK組にも及ぶ。さらに、④については、節度を重んじる等の記載のある極東会綱領（乙1）は提出されているものの、実態としては幹部に犯罪経歴保有者が少なからず含まれていることからすると（乙7）、暴力団であるとの認定を覆すに足るものではない。⑤については、警視庁は搜索差押や極東会関係者の逮捕等の強制捜査の際に幹部の氏名等を把握する機会もあるはずであることや、前歴も経時的に記録していること（当裁判所に顕著な事実）、令和元年から令和4年度までの警察白書（乙8ないし10）においても、昭和54年以降の暴力団員の人数が概数ではなく実数で示されており、その中の指定3団体の人数も実数で記載されていることからすると、採用できない。

よって、被告Gらの主張は採用することができない（なお、被告Gらは、被告Gら申立てに係る、本件指定処分の根拠資料の送付を囑託する文書送付囑託に対し、東京都公安委員会が、同資料を廃棄した旨回答したことをもって、本件指定処分の有効性に係る立証責任が原告らに転換されるとも主張するが、同委員会による上記回答が原告らに立証責任の負担を転換する根拠になり得ないことは明らかであって、採用することができない。）。

本件指定処分は、適正に行われたことが認められる。

4 争点4（被告Eらによる共同不法行為の成否及び損害額）について

(1) 証拠（甲3～9、12～18）、殊にL供述（甲8）、被告F供述（甲12、13）、被告E供述（甲14）、M供述（甲15）及びN供述（甲16ないし

1 8) が重要な点で符合していることに弁論の全趣旨を併せ考慮すると、被告Eらは、別紙A、別紙Bの2及び別紙C記載の不法行為（本件詐欺行為）をM、N及び氏名不詳者らと関連共同して行ったものと認められるから、被告Eらには共同不法行為が成立する（なお、原告Bは、金銭の支払をする前
5
に被告Eらの共犯者が逃走した詐欺未遂に係る事実についても共同不法行為が成立すると主張するが、同事実によって原告Bの権利又は法律上保護された利益が侵害されるものとはいえず、失当である。）。

被告Eは、自身には被害額のうち一部しか渡っていないので、被害額全額を求められるのは誤っている旨主張するが、上記のとおり、M、N及び氏名
10
不詳者らと関連共同して行ったことが認められる以上、全額について共同不法行為責任を負うべき立場にある（民法719条1項）。

被告Fは、使用者責任を負わないと主張するが、そのことが共同不法行為責任の成立を妨げるものではない。また、被告Fは、受け子らに対し、暴力団員であることを名乗って脅したことがない、拳銃を向けて脅したこともない旨主張するが、それらの事実の存否はさて置き、そのような事実があった
15
としても、上記で認定した被告Fも含む共同不法行為責任の成立を妨げるものではない。

(2) 原告らについて、それぞれ、本件詐欺行為により詐取された金額の財産的損害の賠償を認めるとともに、本件詐欺行為による精神的苦痛に対する慰謝料として、同財産的損害の1割に相当する金額の賠償を認める。そして、財産的損害及び慰謝料の合計額の1割に相当する金額をもって弁護士費用相当の損害と認める。
20

以上を踏まえると、本件詐欺行為に係る共同不法行為による損害として被告Eらが賠償すべき金額は、以下のとおりである。

ア 訴訟承継前原告Aの損害額（原告代替氏名Dが全額取得している。）
25

合計 2 4 2 万円

財産的損害 200万

慰謝料 20万

弁護士費用 22万

イ 原告Bの損害額 合計1210万円

5 財産的損害 1000万

慰謝料 100万

弁護士費用 110万

ウ 原告Cの損害額 合計181万円

財産的損害 150万

10 慰謝料 15万

弁護士費用 16万

5 争点5（被告Gらにおける暴対法31条の2に基づく責任の成否）について

(1) 被告Gらが「代表者等」（暴対法31条の2、3条3号）に当たるか

15 暴対法31条の2の「代表者等」は、「当該暴力団を代表する者又はその
運営を支配する地位にある者」（同法3条3号）をいう。

20 証拠（甲2）によれば、警視庁組織犯罪対策部暴力団対策課長が、東京弁
護士会会長による照会に対し、本件詐欺行為時において、被告Gは、極東会
の会長であり、これは代表者に次ぐ地位であったこと、被告Hは極東会の理
事長であったこと、被告Iは極東会の総本部長であったことや、いずれの地
位も、最高幹部として、極東会の運営上の重要事項等を決する会議の構成員
となる地位であり、被告Gらは極東会の運営を支配する地位にあったと認め
られることを回答していることが認められる。上記回答は、同課における相
25 応の調査結果を基にしたものとうかがわれるし、極東会内部で作成されてい
る名簿（乙2）上の役職名や並び順とも符合しているから、被告Gらは、上
記の回答のとおり、極東会の最高幹部として、極東会の運営上の重要事項等
を決する会議の構成員となる地位にあったものと認められる。したがって、

被告Gらは、極東会の運営を支配する地位にある者に当たり、暴対法31条の2の「代表者等」に当たる。

被告Gらは、本件詐欺行為当時、上記の回答のとおり、肩書を名乗っていたが、団体の運営は極東会の代表者であるJが全て取り仕切っており、被告GらはJの意向を下部組織に伝達することを担当していたに過ぎないから、暴対法3条3号の「代表者等」に当たらないと主張する。しかし、裏付けとなる的確な証拠は見当たらない上、弁論の全趣旨によれば極東会は少なくとも三次団体まで擁する組織であると認められる。極東会の三次団体である二代目眞誠会においてすら、被告Eを破門したり絶縁したりするに当たり、執行部一同で協議していることからすると（乙15、16）、より大規模な一次団体である極東会において代表者1人のみが全ての運営を支配することが現実的に可能であるとは考えにくいことや、被告Gらに対して、運営に関する権限を与えずに「会長」、「理事長」及び「総本部長」といった役職名を与える意義も見出し難いことからすれば、被告Gらの主張は採用することができない。

(2) 被告Eが「指定暴力団員」（暴対法31条の2、9条柱書）に当たるか

暴対法31条の2本文所定の「指定暴力団員」とは、「指定暴力団等の暴力団員」を意味するところ（同法9条柱書）、「指定暴力団等」とは、「指定暴力団又は指定暴力団連合」をいい（同法2条5号）、そのうち「指定暴力団」とは、同法3条の規定により指定された暴力団をいう（同法2条3号）。そして、暴対法上の「暴力団」とは、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員も含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう」とされていること（同法2条2号）からすれば、当該指定暴力団の下部組織も当然にこの「指定暴力団」に含まれると解するのが相当である。

証拠（甲3）及び前提事実(1)イによれば、被告Eは、本件詐欺行為当時、

極東会の下部組織である眞誠会K組の構成員であったことが認められるから、本件指定処分による指定がされた指定暴力団の暴力団員であったものと認められる。したがって、被告Eは、「指定暴力団員」（同法31条の2、9条柱書）に当たる。

5 被告Gらは、被告Eが、本件詐欺行為当時、長期にわたって音信不通であったため極東会から自動的に離脱していたと主張し、K組の組長であるKが同旨を述べる陳述書（乙17）が提出されているが、被告Eは警察官の取調べにおいて、遅くとも平成15年頃から取調べがされた令和2年9月3日時点まで眞誠会K組に所属している旨供述している（甲3）一方、被告Gらの上記主張及びKの上記陳述書の記載を裏付ける的確な証拠は見当たらないから、いずれも採用することができない。暴力団員であることが量刑上、不利に働くことは広く知られ、被告Eも認識していたはずであるところ、事務所
10 当番や暴力団の行事に参加していたことまで含め（甲14）、捜査機関に殊更に虚偽の供述をすることは考えられないし、被告Eは、眞誠会の若衆部屋に
15 いたMと平成31年3月頃までの期間に何度も顔を合わせていたことと（甲15）符合する。

(3) 被告Eによる本件詐欺行為が威力利用資金獲得行為を行うについてされたものといえるか

20 暴対法31条の2本文所定の「威力利用資金獲得行為」とは、①当該指定暴力団の威力を利用して、②生計の維持、財産の形成若しくは事業の遂行のための資金を得、又は当該資金を得るために必要な地位を得る行為をいう。

ア ①について

25 暴対法31条の2は、指定暴力団員によるその所属する指定暴力団の威力を利用しての資金の獲得の行為により発生する被害につき被害者が民事手続によりその回復を図る場合において、直接の加害者であるいわゆる末端の指定暴力団員においては十分な資力がなく、被害の回復がされないお

5
10
15
20
25

それがあるものの、民法715条の規定によって当該指定暴力団の代表者等に対して損害賠償責任を追及するときには、同条の定める要件の主張立証に一般に困難を伴うことを考慮して、その負担の軽減を図ることを趣旨とする規定であると解される。また、暴対法31条の2本文所定の「威力利用資金獲得行為」については、同条において「当該指定暴力団の威力を利用して〔略〕」と定義され、暴力的要求行為の禁止に関して定める同法9条の「威力を示して」とは異なり、「威力を利用して」との文言が用いられている。このような同法31条の2の規定の立法趣旨やその文理に照らすと、同法31条の2本文の「当該指定暴力団の威力を利用して」とは、指定暴力団員が、資金獲得活動を効果的に行うための影響力又は便益であって、当該指定暴力団に所属していることによって得られるものを利用して、当該指定暴力団の指定暴力団員としての地位と資金獲得活動とが結び付いている一切の場合をいう。

15
20
25

証拠（甲10～15、16）によれば、①一般に、不特定多数の被害者に架電して金銭を騙し取る特殊詐欺においては、犯行グループは、金銭を受け取る「受け子」、被害者に架電する「架け子」、指示役、構成員の勧誘役、被害金等の回収・運搬役、犯行ツールの調達役等によって組織され、「受け子」、「架け子」等の役割に応じたグループが形成されるものの、グループ間の結びつきは流動的で、発覚を防ぎながら犯行を実現するようグループの構成員を内部的に統制し、かつ、グループ間の利益分配に関する紛争で不利にならないよう威力を示したり、少なくともその用意があると分かるようにしたり、暴力団等からの外的な圧力に対抗したりする必要があり、グループの維持及び運営のためには、その構造上必然的にグループ内における暴力団員の威力が必要となること、②本件でも、被告Eは、被告Fが特殊詐欺の架け子グループとトラブルになったのを知ると、被告Fに対して極東会の架け子グループを紹介し、時には特殊詐欺に用いるため

の他人名義の携帯電話を提供し、眞誠会に出入りしている者を現金回収役に使うなどし、平成30年11月以降、被告Fとともに指示役となって、特殊詐欺を実行したこと、③受け子と直接やり取りするのは被告Fであり、被告Eは、被告Fその他の者から受け取った詐取金から自身の取り分を差し引いて架け子側に渡していたこと、④被告Eは、警察官の取調べにおいて、(i)振り込め詐欺においては、架け子側と受け子側のそれぞれが現役の暴力団組員を置かなければ、金銭のやり取りに際しトラブルが発生するため、被告Eは受け子側の暴力団員として据えられた、(ii)被告Fは被告Eの眞誠会K組の看板を使って、受け子に支払う口止め料や特殊詐欺用の携帯電話を得ようとしていた、(iii)被告Fは、受け子に対して「バックにやくざが付いているから逃げられない」と脅していたなどと供述していること、⑤被告Eは、被告Fに対して逮捕された受け子に黙秘するよう指導するよう指示しており、本件詐欺行為の受け子であるNも、逮捕された場合には黙秘するよう共犯者から指導され、逮捕された当初は黙秘していたことが認められる。

以上の事実から、少なくとも被告Fにおいては被告Eが暴力団の構成員であったことを認識していたものと認められ、被告Eにおいて、被告Fが「バックにやくざがいる」などと述べて受け子らを従わせていた旨供述していることや、本件詐欺行為の受け子であるNが、被告Eが受け子に指導すべき事項として被告Fに指示していたところに従って逮捕当初は黙秘していたことのほか、受け子らが特殊詐欺の犯行を行うに当たっては、当然に、直接やり取りする被告Fのほかにも、被害者に架電した者、犯行の実現に必要な物資を提供する者、これらの者を統率する者等が存在することを認識していたと認められることを踏まえると、受け子らにおいても、特殊詐欺の犯行の背後に暴力団員が存在することを認識し、又は、認識することができたものといえる。したがって、被告Eが極東会の下部組織であ

る眞誠会K組に所属していることから、犯行グループのうち特に受け子側の構成員に対する指揮命令の実効性が高まっていたものといえる。このことに加え、被告Eが、架け子グループとの間の調整役として、眞誠会K組に所属しているという後ろ盾を用いて犯行グループ全体の統制に一定の役割を果たしていたと認められることも踏まえると、被告Eは、自らが暴力団員であることの影響力を犯行グループの維持及び運営に利用していたものと認められる。

また、被告Eが、被告Fに対して架け子グループを紹介し、受け子らから得られた詐取金を架け子グループに受け渡す役割を担うとともに、特殊詐欺用の他人名義の携帯電話を調達し、また、眞誠会に出入りしていた者を現金回収役に使うなどしていたことからすれば、被告Eは、本件詐欺行為を含む特殊詐欺の実行に当たって、被告Eが極東会の下部組織である眞誠会K組に所属していることによる便益を利用していたものとも認められる。

よって、被告Eは、本件詐欺行為を行うに当たって、極東会及び下部組織の眞誠会K組の威力を利用していたものと認められる。

イ ②について

上記アで認定したところによれば、被告Eは、平成30年11月頃以降、本件詐欺行為を含む特殊詐欺を実行し、詐取金の一部を自身の取り分に充てるとともに、残りを架け子側に渡していたことが認められるから、本件詐欺行為によって、生計の維持、財産の形成又は事業の遂行のための資金を得たものと認められる。

ウ 小括

以上から、本件詐欺行為は、被告Eが、暴対法31条の2本文所定の「威力利用資金獲得行為」を行うについてされたものと認められる。

なお、被告Fの答弁書中には自身が暴力団員であることを示していない

旨の記載があるが、上記判断は、被告Eが暴力団の威力を利用したことに
基づくものであり、被告Fの指摘する点はその判断の妨げとならない。

(4) 暴対法31条の2ただし書1号又は2号に当たるか

被告Gらは、本件において暴対法31条の2ただし書1号及び2号に当た
る事実が認められると主張するが、同条ただし書各号に該当し得る事実を主
張するものではなく失当であるから、採用することができない。

(5) まとめ

以上から、指定暴力団の指定暴力団員である被告Eは、威力利用資金獲得
行為である本件詐欺行為を行うについて、原告Aらの財産を侵害したもの
といえるから、当該指定暴力団の代表者等である被告Gらは、原告らに対し、
暴対法31条の2に基づき、本件詐欺行為により生じた原告Aらの損害（上
記4(2)において認定した原告Aらの損害額）を賠償する責任を負う。

第4 結論

よって、原告らの請求は、主文1ないし3項の限度で理由があるからその限
度でこれらを認容し、その余は理由がないからいずれも棄却することとして、
主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第32部

裁判長裁判官 足立 堅太

裁判官 能登谷 宣仁

裁判官 野 杵 葵

(別紙) 暴対法の定め

(目的)

第1条 この法律は、暴力団員の行う暴力的要求行為等について必要な規制を行い、
5 及び暴力団の対立抗争等による市民生活に対する危険を防止するために必要な措置を講ずるとともに、暴力団員の活動による被害の予防等に資するための民間の公益的団体の活動を促進する措置等を講ずることにより、市民生活の安全と平穩の確保を図り、もって国民の自由と権利を保護することを目的とする。

10

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

[略]

15

2号 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

3号 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。

4号 指定暴力団連合 第4条の規定により指定された暴力団をいう。

20

5号 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。

6号 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

[略]

(指定)

25

第3条 (令和4年法律第68号による改正前のもの。本文において同じ。)

都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、暴力団が次の各号の

いずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を、その暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団として指定するものとする。

5 **1号** 名目上の目的のいかんを問わず、当該暴力団の暴力団員が当該暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成又は事業の遂行のための資金を得ることができるようになるため、当該暴力団の威力をその暴力団員に利用させ、又は当該暴力団の威力をその暴力団員が利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められること。

10 **2号** 国家公安委員会規則で定めるところにより算定した当該暴力団の幹部（主要な暴力団員として国家公安委員会規則で定める要件に該当する者をいう。）である暴力団員の人数のうちに占める犯罪経歴保有者（次のいずれかに該当する者をいう。以下この条において同じ。）の人数の比率又は当該暴力団の全暴力団員の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率が、暴力団以外の集団一般におけるその集団の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率を
15 超えることが確実であるものとして政令で定める集団の人数の区分ごとに政令で定める比率（当該区分ごとに国民の中から任意に抽出したそれぞれの人数の集団において、その集団の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率が当該政令で定める比率以上となる確率が10万分の1以下となるものに限る。）を超えるものであること。

20 **イ** 暴力的不法行為等又は第8章（第50条（第2号に係る部分に限る。）及び第52条を除く。以下この条及び第12条の5第2項第2号において同じ。）に規定する罪に当たる違法な行為を行い禁錮以上の刑に処せられた者であって、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して10年を経過しないもの

25 **ロ** 暴力的不法行為等又は第8章に規定する罪に当たる違法な行為を行い罰金以下の刑に処せられた者であって、その執行を終わり、又は執行を受けるこ

とがなくなった日から起算して5年を経過しないもの

5 **ハ** 暴力的不法行為等又は第8章に規定する罪に当たる違法な行為を行い禁錮以上の刑の言渡し及びその刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、当該執行猶予の言渡しを取り消されることなく当該執行猶予の期間を経過した者であつて、当該刑に係る裁判が確定した日から起算して10年を経過しないもの

ニ 暴力的不法行為等又は第8章に規定する罪に当たる違法な行為を行い罰金の刑の言渡し及びその刑の執行猶予の言渡しを受け、当該執行猶予の言渡しを取り消されることなく当該執行猶予の期間を経過した者であつて、当該刑に係る裁判が確定した日から起算して5年を経過しないもの

10 **ホ** 暴力的不法行為等又は第8章に規定する罪に当たる違法な行為を行い禁錮以上の刑に係る有罪の言渡しを受け、当該言渡しに係る罪について恩赦法（昭和22年法律第20号）第2条の大赦又は同法第4条の特赦を受けた者であつて、当該大赦又は特赦のあった日（当該日において当該言渡しに係る刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっている場合にあつては、
15 当該執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日）から起算して10年を経過しないもの

ヘ 暴力的不法行為等又は第8章に規定する罪に当たる違法な行為を行い罰金以下の刑に係る有罪の言渡しを受け、当該言渡しに係る罪について恩赦法第2条の大赦又は同法第4条の特赦を受けた者であつて、当該大赦又は特赦の
20 あつた日（当該日において当該言渡しに係る刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっている場合にあつては、当該執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日）から起算して5年を経過しないもの

3号 当該暴力団を代表する者又はその運営を支配する地位にある者（以下「代表者等」という。）の統制の下に階層的に構成されている団体であること。

25

第4条 公安委員会は、暴力団（指定暴力団を除く。）が次の各号のいずれにも該

当すると認めるときは、当該暴力団を指定暴力団の連合体として指定するものとする。

1号 次のいずれかに該当する暴力団であること。

イ 当該暴力団を構成する暴力団の全部又は大部分が指定暴力団であること。

5 **ロ** 当該暴力団の暴力団員の全部又は大部分が指定暴力団の代表者等であること。

ハ 当該暴力団を構成する暴力団の全部若しくは大部分が指定暴力団若しくはイ若しくはロのいずれかに該当する暴力団であり、又は当該暴力団の暴力団員の全部若しくは大部分が指定暴力団若しくはイ若しくはロのいずれかに該当する暴力団の代表者等であること。

10 **2号** 名目上の目的のいかんを問わず、当該暴力団を構成する暴力団若しくは当該暴力団の暴力団員が代表者等となっている暴力団の相互扶助を図り、又はこれらの暴力団の暴力団員の活動を支援することを実質上の目的とするものと認められること。

15

(指定の有効期間及び取消し)

第8条 指定は、3年間その効力を有する。

(暴力的要求行為の禁止)

20 **第9条** (平成29年法律第45号による改正前のもの。本文において同じ。)

指定暴力団等の暴力団員(以下「指定暴力団員」という。)は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等(当該指定暴力団等と上方連結(指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。)をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。以下同じ。)の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

25

[略]

(威力利用資金獲得行為に係る損害賠償責任)

第31条の2 指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団の指定暴力団員が威力利

5 用資金獲得行為（当該指定暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成
若しくは事業の遂行のための資金を得、又は当該資金を得るために必要な地
位を得る行為をいう。以下この条において同じ。）を行うについて他人の生
命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責
任を負う。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

10 **1号** 当該代表者等が当該代表者等以外の当該指定暴力団の指定暴力団員が行う
威力利用資金獲得行為により直接又は間接にその生計の維持、財産の形成若し
くは事業の遂行のための資金を得、又は当該資金を得るために必要な地位を得
ることがないとき。

15 **2号** 当該威力利用資金獲得行為が、当該指定暴力団の指定暴力団員以外の者が
専ら自己の利益を図る目的で当該指定暴力団員に対し強要したことによって行
われたものであり、かつ、当該威力利用資金獲得行為が行われたことにつき当
該代表者等に過失がないとき。

以上

20

別紙A

訴訟承継前原告Aに対する共同不法行為

被告Eらは、他人の親族等になりすまし、その親族が現金を至急必要としている
5 かのよう装って現金をだまし取ろうと考え、M（以下「M」という。）、N（以下
「N」という。）及び氏名不詳者らと共謀の上、平成31年1月18日、氏名不詳
者らが、複数回にわたり、訴訟承継前原告Aに電話をして、電話の相手が訴訟承継
前原告Aの孫等であり、訴訟承継前原告Aの孫が現金を至急必要としているので、
10 同人のために代わりに行く「イケダ」に現金を渡してもらいたい旨を言い、さ
らにNが上記「イケダ」になりすまし、訴訟承継前原告Aをして、電話の相手が訴
訟承継前原告Aの孫等であり、訴訟承継前原告Aの孫が現金を至急必要としており、
上記イケダが訴訟承継前原告Aの孫のために現金を預かるものと誤信させ、よって、
訴訟承継前原告Aから現金200万円の交付を受け、これを詐取し、訴訟承継前原
告Aは200万円の財産的損害を被った。

15

以上

別紙Bの1

原告Bに対する共同不法行為（原告Bの主張）

被告Eらは、他人の親族等になりすまし、その親族が現金を至急必要としている
5 かのよう装って現金をだまし取ろうと考え、N及び氏名不詳者らと共謀の上、平成31年1月23日、氏名不詳者らが、複数回にわたり、原告Bに電話をして、電話の相手が原告Bの息子であり、同人が現金を至急必要としているので、同人のために代わりに行く部下の「スズキ」に現金を渡してもらいたい旨を言い、さらにNが上記「スズキ」になりすまし、原告Bをして、電話の相手が原告Bの息子で
10 あり、同人が現金を至急必要としており、上記スズキが原告Bの息子のために現金を預かるものと誤信させ、よって、原告Bから現金1000万円の交付を受け、これを詐取し、原告Bは1000万円の財産的損害を被った。

また、被告Eらは、上記のとおり誤信していることに乗じて、N及び氏名不詳者
らと共謀の上、原告Bに対し、同月24日、氏名不詳者らが、原告Bに電話をして、
15 上記同様にうそを言い、さらにNが前記「スズキ」になりすまし、原告Bをして、前同様に誤信させ、同人から現金500万円の交付を受けようとしたが、同人から同行を求められて逃走したため、その目的を遂げることができないという詐欺未遂の不法行為を行った。

以上

別紙Bの2

原告Bに対する共同不法行為（裁判所認定）

被告Eらは、他人の親族等になりすまし、その親族が現金を至急必要としている
5 かのよう装って現金をだまし取ろうと考え、N及び氏名不詳者らと共謀の上、平
成31年1月23日、氏名不詳者らが、複数回にわたり、原告Bに電話をして、電
話の相手が原告Bの息子であり、同人が現金を至急必要としているので、同人のた
めに代わりに行く部下の「スズキ」に現金を渡してもらいたい旨を言い、さら
にNが上記「スズキ」になりすまし、原告Bをして、電話の相手が原告Bの息子で
10 あり、同人が現金を至急必要としており、上記スズキが原告Bの息子のために現金
を預かるものと誤信させ、よって、原告Bから現金1000万円の交付を受け、こ
れを詐取し、原告Bは1000万円の財産的損害を被った。

以上

別紙C

原告Cに対する共同不法行為

被告Eらは、他人の親族等になりすまし、その親族が現金を至急必要としている
5 かのよう装って現金をだまし取ろうと考え、M、N及び氏名不詳者らと共謀の上、
平成31年1月25日、氏名不詳者らが、複数回にわたり、原告Cに電話をして、
電話の相手が原告Cの息子であり、同人が現金を至急必要としているので、同人の
ために代わりに行く「スズキ」に現金を渡してもらいたい旨を言い、さらにN
が上記「スズキ」になりすまし、原告Cをして、電話の相手が原告Cの息子であり、
10 同人が現金を至急必要としており、上記スズキが原告Cの息子のために現金を預か
るものと誤信させ、よって、原告Cから現金150万円の交付を受け、これを詐取
し、原告Cは150万円の財産的損害を被った。

以上

(別紙) 原告らの損害額に関する主張

1 訴訟承継前原告Aの損害額 (原告代替氏名Dが全額取得している。)

	① 財産的損害	200万円
5	② 精神的損害	40万円
	③ 弁護士費用	48万円
	合計	288万円

2 原告Bの損害額

10	① 財産的損害	1000万円
	② 精神的損害	200万円
	③ 弁護士費用	240万円
	合計	1440万円

15 3 原告Cの損害額

	① 財産的損害	150万円
	② 精神的損害	30万円
	③ 弁護士費用	36万円
	合計	216万円

20

以上